

「第2次府中市空家等対策計画(案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果

1 意見・提案の提出期間

令和3年11月22日(月)から12月21日(火)まで

2 意見の提出者等

提出者数	件数	意見の提出方法(人数)				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
1	8	1				

3 意見の種類

①	計画案策定自体に関するご意見	件
②	計画案の内容に関するご意見	2 件
③	空き家対策全般に関するご意見	6 件
④	その他のご意見	件

4 意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	意見の種類	市民意見・提案の概要 ※基本的には原文ままで転記しております。	市の考え方
1	②計画案の内容に関するご意見	p20 7(1)②3行目 登記簿情報、戸籍情報、住民票情報等をP33の表現と統一して不動産登記情報、戸籍情報、住所情報等に訂正した方がよい	ご指摘の趣旨を踏まえ、訂正させていただきます。
2	②計画案の内容に関するご意見	令和2年12月25日に出された周知文章(国住備第109号 総行地第195号 府政防第1827号)の一部に合わせて、p48 3応急措置(その他の対処)(1)応急措置の考え方8行目このほかに、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第62条第1項の規定に基づき、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を実施することとなるとともに、同法第64条第2項の規定に基づき、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置の実施の支障となるものの除去等の必要な措置をとることができることとされておりますに訂正した方がよい	ご指摘の趣旨を踏まえ、訂正させていただきます。
3	③空き家対策全般に関するご意見	p24 1(1) 国の不動産についての考え方は、適切な利用から管理に移っている。 法3条の所有者等の責務と改正された土地基本法の6条の所有者等の責務は本府中市空家等対策計画案のとおり同一に考えるべきでこの箇所の表現は素晴らしい。	今後とも、国や東京都、関係団体との連携を図り、本市空き家対策の着実な推進に努めてまいります。
4	③空き家対策全般に関するご意見	p55(2)空き家の種類 図表3 令和3年6月に改正された基本的な指針、ガイドラインに則り(ア)将来的に周辺への悪影響が予見される空家への対応(イ)一部が使用されていない建築物への対応、即ち“外見上はいわゆる長屋でもあっても隣接する住戸との界壁が二重となっている等”の条件付で国土交通省から運用変更された内容を、全国で初めて改訂された空家対策計画案に記載したのは素晴らしい。	今後とも、国や東京都、関係団体との連携を図り、本市空き家対策の着実な推進に努めてまいります。
5	③空き家対策全般に関するご意見	p48 3応急措置(その他対処) 気候変動からか、ゲリラ豪雨等の激甚災害が毎年のように起こる。府中市も例外ではない。(1)応急措置の考え方として、消防法に加え内閣府、国土交通省、総務省が令和2年12月に連名で出し周知した災対法の適用条文を改訂された空家対策計画案の中に盛りこんだのは素晴らしい。	今後とも、国や東京都、関係団体との連携を図り、本市空き家対策の着実な推進に努めてまいります。

No.	意見の種類	市民意見・提案の概要 ※基本的には原文ままで転記しております。	市の考え方
6	③空き家対策全般に関するご意見	<p>p48 3 応急措置(その他の対処)</p> <p>応急措置について、消防法の規定、また、今回改訂された空家等対策計画案の中に盛りこまれた災対法による対処でも補えない緊急対応を要求される事態も生じる場合があると思う。特に空き家を早期の段階から市が関与できる、軽微な措置(開放されている窓の閉鎖、草刈り、半損部分の養生など)を直ぐに市ができるような空き家の適正管理条例を作る予定はあるか。条例で認めてもらい、これらの措置を早期の段階で実施できれば空き家の老朽化、周辺住民の生活環境保全に有意義だと思うがどうか。</p>	<p>現在条例を制定する予定はございませんが、今後の市内の空き家の状況に応じて検討してまいります。</p>
7	③空き家対策全般に関するご意見	<p>p20 ②所有者等の把握の必要性</p> <p>令和3年6月改正された特定空家等のガイドラインにも盛り込まれ、改訂される府中市空家等対策計画案の中にもあるように、所有者探索に専門的知識を要するような場合、市としては弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士等専門職の地元支部を活用していく考えはあるか。</p>	<p>現在活用していく予定はございませんが、今後の市内の空き家の状況に応じて検討してまいります。</p>
8	③空き家対策全般に関するご意見	<p>p21(3) 空き家化予防の必要性</p> <p>①相続を契機とした空き家の増加</p> <p>ここに書いてあるように、空き家、種類でいえば『その他の空き家』はほとんどが相続未登記空き家である。令和3年4月28日に交付された所有者不明土地関連法の施行期日も 不動産登記の義務化がいよいよ令和6年4月1日施行されることになった。</p> <p>今回の、空家対策計画案とは直接関係ないが、市の窓口に死亡届を出しにきた市民等に 令和6年4月1日以降は、相続による登記の名義書換は3年以内にしなければ10万円の過料の制裁がかかる場合がありますよと窓口でお知らせチラシ等渡す取り組みをしてもよいのではないかと思うがどうか。</p> <p>また、空家法第12条の助言指導を行う場合も、相続未登記の空き家に相続登記の義務化のお知らせ文章を入れるのも効果はあると思うがどうか。</p>	<p>今後空き家に関するリーフレットを作成し、窓口で配布することを検討しております。</p> <p>助言指導の際にお知らせを入れることについても今後の状況に応じて検討してまいります。</p>